

いわて県産木材等利用推進協議会設置要綱

(設置)

第1 岩手県県産木材等利用促進基本計画（令和2年3月26日策定）及び岩手県県産木材等利用促進行動計画（令和2年3月26日策定）（以下「基本計画等」という。）に基づく県産木材等の幅広い利用を推進するため、いわて県産木材等利用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 基本計画等に基づく県産木材等の利用推進に向けた取組に関する事項
- (2) 県産木材等の利用推進に向けた普及啓発に関する事項
- (3) その他木材利用推進に必要な事項

(組織)

第3 協議会は、会長、副会長及び構成員をもって組織する。

- 2 協議会の会長は、知事をもって充て、副会長は、会長が指名する構成員をもって充てる。
- 3 構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4 会長は会務を総理し、協議会を主宰する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会長は、協議会の必要に応じて部会を置くことができる。

(会議)

第5 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 3 会議は、構成員の過半数が出席（代理出席を含む。）しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第6 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7 協議会の事務を処理するため、岩手県農林水産部林業振興課に事務局を置く。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月29日から施行する。

別表

区 分	区分の代表組織・団体等	役 職
森林所有者	岩手県森林組合連合会	代表理事会長
林業事業者	ノースジャパン素材流通協同組合	理事長
木材産業事業者	岩手県木材産業協同組合	理事長
建築関係事業者	一般社団法人岩手県建築士事務所協会	会長
	一般社団法人岩手県建設産業団体連合会	会長
県民等	岩手県商工会議所連合会	会長
	岩手県商工会連合会	会長
	一般社団法人岩手経済同友会	代表幹事
	岩手県消費者団体連絡協議会	会長
大学	国立大学法人岩手大学農学部	大学の推薦する者
	公立大学法人岩手県立大学総合政策学部	大学の推薦する者
国	林野庁東北森林管理局盛岡森林管理署	署長
市町村	岩手県市長会	市長会の推薦する者
	岩手県町村会	町村会の推薦する者
県	岩手県	知事